

個別避難計画作成促進事業について

令和7年8月22日（金） ① 13:30～14:30

② 18:00～19:00

1. 個別避難計画について
2. 事業スキームについて
3. 介護支援専門員による個別避難計画作成方法
4. 個別避難計画作成促進に係る報償金について

〈大牟田市 防災危機管理室〉

個別避難計画と 個別避難計画の活用

1. 大牟田市の災害時に備えた取り組み

災害時要配慮者支援制度について

- 高齢者や障害者等の配慮を必要とする者に対し、日頃の見守り活動を通し、災害時における支援を迅速かつ的確に行うことを目的としている。
- 平時から避難支援等関係者と情報を共有し、日頃から日常生活において声かけ・見守りを行い、有事の際には災害情報の提供、安否確認等を実施するため取り組んでいる。



要配慮者

名簿掲載



大牟田市

- ・ 日頃からの見守り、声かけ
- ・ 災害時の情報提供、安否確認
- ・ 住民同士のつながりづくり



地域住民



民生委員

消防

警察

情報の共有
(名簿の提供)

2. 災害時要配慮者名簿と個別避難計画

災害時要配慮者名簿について

- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、避難する際の声かけや避難誘導など、特に支援が必要な人を掲載した名簿。
- 大牟田市では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の避難誘導や安否確認等に活用するため、「災害時要配慮者名簿」を作成してる。

※名簿に掲載している情報は、氏名・生年月日・年齢・性別・住所、該当する名簿掲載の要件。

名簿掲載の要件

「在宅者」で、次のいずれかの要件に該当する者

- (1) 要介護認定3・4・5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1級・2級を所持している者
- (3) 療育手帳Aを所持している者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- (5) 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

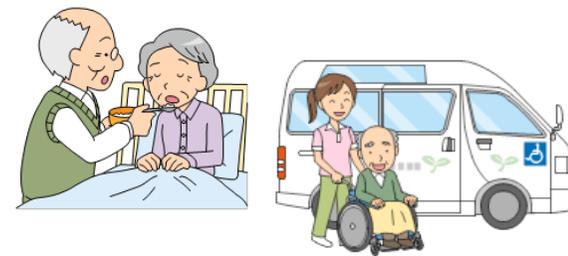


個別避難計画について

- 災害時要配慮者名簿の作成に併せて、特に名簿掲載要件(1)～(4)に該当する方を **避難行動要支援者**（以下「要支援者」という。）と定め、個別の避難計画を作成することが必要。

個別避難計画の記載項目

- ・ **避難行動要支援者ご本人の情報**
（氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等）
- ・ **避難支援等関係者の情報**（氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先）
- ・ **避難先**（避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項）



3. 災害時要配慮者名簿と個別避難計画の活用

避難支援等関係者への提供

災害発生時における迅速な避難支援等に役立てるため、「災害時要配慮者名簿」及び本人作成の「個別避難計画」の情報を「避難支援等関係者」へ提供することとしている。

※大牟田市では名簿の要件に該当する方を対象に、「避難支援等関係者」への提供についての同意確認を行い、同意をしていただいた人の情報は、平常時より「避難支援等関係者」へ提供して災害時に活用している。

●提供に同意した場合

平常時から避難支援等関係者に災害時要配慮者名簿及び個別避難計画を提供し、災害発生時における支援に備える。災害発生時には、この名簿を活用し、安否確認や避難誘導などを行う。

●提供に同意しない場合

災害発生時にのみ、避難支援等関係者に情報を提供し、安否確認や避難誘導などに活用する。

※避難支援等関係者とは（名簿を提供する関係者・関係団体）

- (1) 大牟田市消防団
- (2) 大牟田警察署
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 大牟田市社会福祉協議会
- (5) 介護支援専門員
- (6) 自主防災組織

個別避難計画の活用

- 避難のための情報伝達 … 気象情報や避難情報を伝え、早めの避難行動を促す
- 避難支援 … 避難誘導や同行避難、避難支援者への連絡を行う
- 安否確認 … 連絡や所在確認が取れない場合に行う
- 避難生活における配慮事項の把握

介護支援専門員による 個別避難計画作成のスキーム

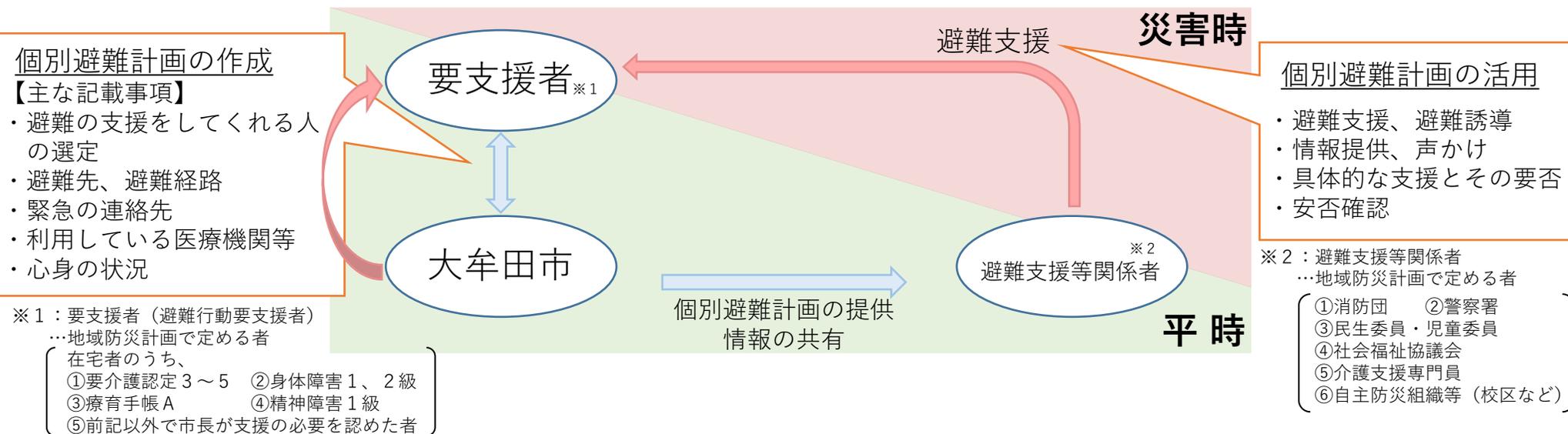
1. 個別避難計画に係る本市の現状と課題

個別避難計画に係る本市の現状

※人数はR7年8月1日時点

- 要支援者3,272人のうち、975人が個人情報の提供等に同意しており、そのうち278人（28.5%）の計画が作成済み。
- 個別避難計画は、主に防災危機管理室の郵便案内等や自主防災組織の活動、民生委員・児童委員の支援により作成されている。
- 新規該当者（介護・障害の認定、施設からの退所など）と非該当者（快復、死亡・転出）が随時発生しており、年に500名程度、新規要支援者が捕捉されている。

（要支援者の個別避難計画の概要）



課題

- 現状の取り組みでは、「個人情報の提供等の同意確認」と「個別避難計画の作成」に限界がある。
- 災害発生時の避難支援者の確保が困難であり、個別避難計画の作成が進まない。
- 要支援者の状況の変化を適宜把握することが困難であり、個別避難計画の更新・見直しが不十分。

2. 防災と福祉の連携

避難行動要支援の安否確認の実施

- 近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。さらに、令和3年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

個別避難計画の策定に係る方針及び体制

- 個別避難計画は、市区町村が策定の主体となり、関係者と連携して策定する必要がある。なお、策定の実務として、当該市区町村における関係者間での役割分担に応じて策定事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市区町村は、個別避難計画の策定主体として、適切に役割を果たすことが必要である。
- 個別避難計画を連携して策定する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係する部署のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会長・自治会長等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別避難計画策定等関係者」という。）がある。
- 個別避難計画策定等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画策定の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。
- また、個別避難計画を策定する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、策定の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最善な連携の在り方を検討することが重要である。

3. 災害時リスク・アセスメントシート

災害対応マニュアル

第5版

主な内容（目次抜粋）

- ・災害支援活動の基本的な考え方
- ・介護支援専門員
 - 平常時から準備しておくこと
 - 災害時リスク・アセスメントシート
 - 災害時利用者一覧表
 - 災害時情報提供書
 - 発災当日～3日間（応急期）
 - 発災4日目～1か月（応急期～復旧期）
 - 発災1か月～2、3年（復旧～復興へ）
 - 災害時下でのケアマネジメントへの課題

災害時リスク・アセスメントシート

【主な記載事項】

- ・医療や介護の状況
- ・住居・周辺環境
- ・避難する所
- ・避難方法
- ・心身の状況
- ・利用者のサポートネットワーク
- ・利用者の避難経路及び避難箇所

災害時リスク・アセスメントシート(課題・対応策整理票)

作成日：_____年 月 _____日
 作成者所属：_____
 作成者氏名：_____

利用者氏名 _____ 職 _____ ※ 課題や危険があると予想される場合は□の箇所にしほを入れましょう

項目	課題の整理	課題 チェック	避難所生活、停電時など予想される課題
健康や 介護	災害時に配慮すべき健康や介護の課題がある ※ 精神疾患や認知症等による避難生活の課題はここに 記載する	<input type="checkbox"/>	
a 医療 や 介護 の 状況	□ 点滴の管理 □ 中心静脈栄養 □ 透析 □ ストーマカテーテルの管理 □ 気管切開の処置 □ 疼痛の管理 □ 経管栄養 □ じょくそうの処置 □ その他()	<input type="checkbox"/>	
電源使用 の 状況	□ レスビレーター(人工呼吸器) □ 酸素療法 □ 吸引器 □ その他()	<input type="checkbox"/>	
内服・嚥 生用品	欠かせない医薬品や衛生用品がある	<input type="checkbox"/>	
電源使用 の 福祉用具	□ 電動ベット □ エアマット □ 昇降機 □ その他()	<input type="checkbox"/>	

→ 予想される課題を事前に関係者と検討しておきましょう

関係者と検討した大規模災害時の対策を記載する
優先順位①

優先的に対応確認が必要と判断した場合は優先順位にしほを入れましょう

※ 医療機関や薬局、難病担当の保健所、医療機器・福祉用具業者なども防災マニュアルなど災害時対策の検討をすすめて行っていることもあります。本人や介護者と共に、事前に関係者と話し合っておきましょう。

項目	課題の整理	危険 チェック	自宅内の危険箇所や長時間過ごす寝室や居間などの間取りを記載しましょう。また、自宅や周辺の危険箇所を把握しておきましょう。
b.住居・周辺 環境	家屋が古い(昭和56年以前)、家が傾いている、地盤が弱いなど震災時に倒壊が心配される ※ 別紙「震でもできる我が家の耐震診断」を参照	<input type="checkbox"/>	
	震災時に家具等が転倒する危険がある	<input type="checkbox"/>	
	津波や水害やがけ崩れ、液状化等の危険が予想される ※ 対象地域のハザードマップを確認しましょう	<input type="checkbox"/>	
	必要な自宅備蓄品や非常持出品(備蓄食料・常備薬、お薬手帳など)の準備が揃っていない	<input type="checkbox"/>	
	避難ルートに危険箇所(がけ崩れ、水害、ブロック塀倒壊の危険など)がある	<input type="checkbox"/>	※ 無料耐震診断や耐震補強の助成金、転倒防止器具の取付費補助、ブロック塀の除去費の補助制度などを確認しておきましょう。

→ 予想される課題を事前に関係者と検討しておきましょう

関係者と検討した大規模災害時の対策を記載する
優先順位②

課題が残る場合は優先順位にしほを入れましょう

※ 住居所有者や本人、家族の意向を確認し、行政の助成や建築関係者から自宅の耐震や転倒家具防止、受けられる補助、避難経路などの必要なアドバイスを受けるようにしましょう。

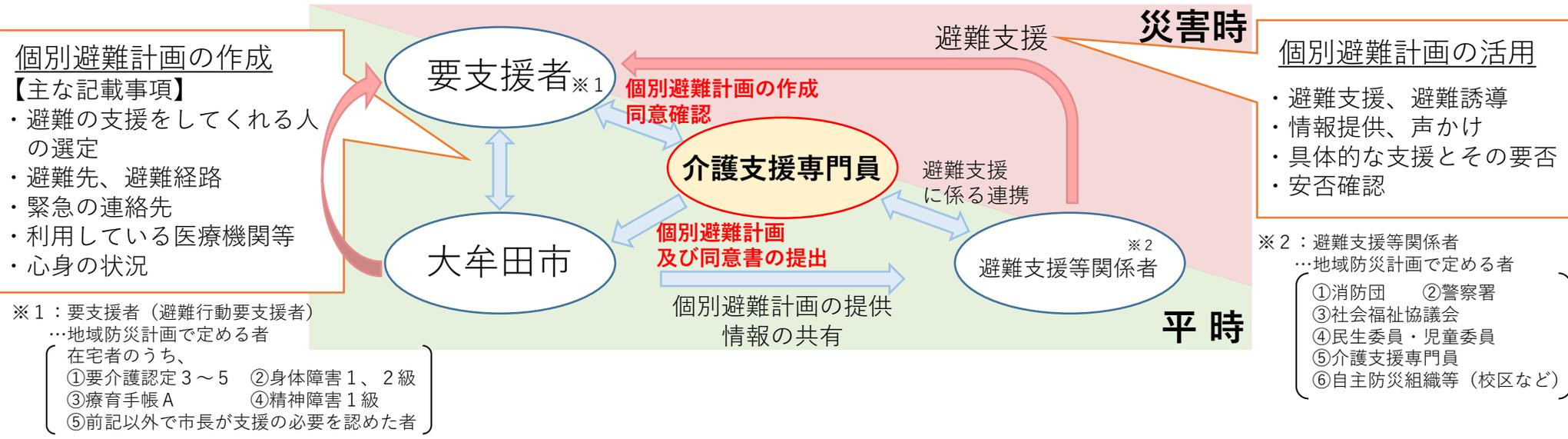
※ 優先順位にチェックしほが入った場合は別紙一覧表に反映させます

4. 介護支援専門員との連携による個別避難計画の作成と実効性の確保

介護支援専門員との連携による避難計画の作成

- 介護支援専門員が持つ、ケアプランや災害時アセスメントシート等や聞き取りにより、要支援者の同意のうえで大牟田市の個別避難計画フォーマットに落とし込んだものを大牟田市へ提出。
- 大牟田市より避難支援等関係者へ個別避難計画等の情報提供をすることで3者が同一の情報を共有し、避難支援等関係者も避難支援で連携ができるような体制を目指す。
- また、必要に応じて福祉避難所への移送や避難生活での配慮等にも活用する。

(要支援者の個別避難計画の概要)



介護支援専門員との連携による実効性の確保

- 事前に災害時の避難について計画を作成しておくことで、早期の避難行動につながり、余裕を持った対応ができる。
- 平時から個別避難計画の作成等を進めることで、地域や関係機関との関係構築につながる。また、発災時の利用者の避難支援において、避難支援等関係者との連携が図れる。

個別避難計画作成促進事業のイメージ

事業イメージ

本人または
家族等関係者



計画作成
← (支援が必要) →

ケアマネ
(介護事業所等)



計画提出
→ (作成でき次第
随時)

ケアマネ
連協



※連協の会員・非会員
に関係なく受付

事業委託
← →
取りまとめ後
提出 →

大牟田市



【名簿・計画の作成確認】

- ・支援について
支援が「必要」か「不要」の確認
不要な場合は、計画の作成不要
- ・計画の作成、提供
計画を「平時から提供」か「災害時
のみ提供」か確認

計画に関する相談
(計画の項目が記載できない等)

名簿の活用イメージ

大牟田市



名簿・計画
提供 →

避難支援等関係者

- ・民生委員
- ・警察署
- ・消防署
- ・消防団
- ・まちづくり協議会(※9校区)
- ・介護支援専門員



【平時】

- ・見守り
- ・声かけ

【災害時】

- ・避難の声かけ
- ・安否確認等

本人

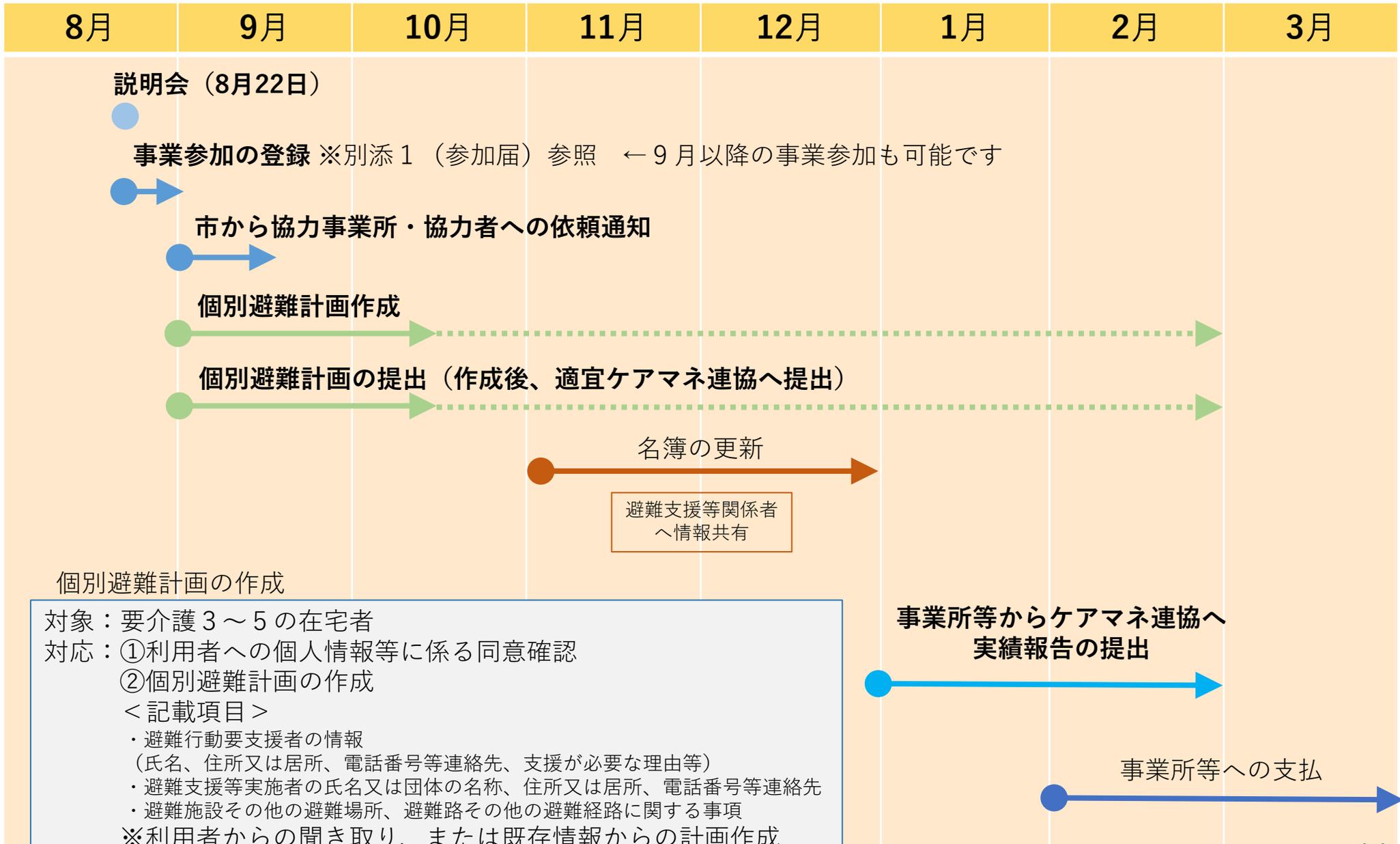


【名簿・計画の提供】

平時は同意者のみ事前に提供
災害時は対象者すべて提供

※ (R7.7時点) 駛馬、天領、中央、大正、白川、平原、三池、倉永、上内

5. 事業のスケジュール



個別避難計画の作成

対象：要介護3～5の在宅者

対応：①利用者への個人情報等に係る同意確認

②個別避難計画の作成

<記載項目>

- ・避難行動要支援者の情報 (氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等)
- ・避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先
- ・避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項

※利用者からの聞き取り、または既存情報からの計画作成

個別避難計画の作成方法

1. 個別避難計画の作成フロー

- 既にリスク・アセスメントシートなど、災害時の避難計画が決まっている場合

① 利用者・家族に制度説明

※別添2の様式参照

② 個人情報等に係る同意確認

※別添3の資料参照

③ 既存計画書の転記

④ 計画書の提出

※提出先：ケアマネ連協事務局

⑤ 計画書の見直し・更新

- これから避難計画を決めていく場合

① 利用者・家族に制度説明

※別添2の様式参照

② 個人情報等に係る同意確認

※別添3の資料参照

③ 様式に基づき個別避難計画の作成

④ 計画書の提出

※提出先：ケアマネ連協事務局

⑤ 計画書の見直し・更新

個別避難計画作成時の注意点

個別避難計画を作成する目的は、利用者さんの安全確保のためです。

利用者さんに説明する場合は、「作成しなければならない…」のような義務的な進め方ではなく、災害発生時に備えとても重要なことである旨を伝え、避難行動について検討・調整をお願いします。

2. 使用する様式・資料について（制度説明）

利用者や家族への制度の説明に当たっては、

別添2（おもて）「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意確認について に記載の下記内容を確認。

- ・ 平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供する（同意の有無）
- ・ 個別避難計画の作成（災害発生時の避難支援の希望の有無）

制度のイメージは、別添2（うら）大牟田市災害時要配慮者支援制度について を参照。

（おもて）

「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意書について

（うら）

大牟田市災害時要配慮者支援制度について

令和7年度
大牟田市長

「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意確認について

大牟田市では、災害発生時に自分で避難することが困難で、特に支援を要する方を把握するため、大牟田市災害時要配慮者名簿（以下、「名簿」という。）を作成しています。（災害対策基本法第49条の10）この名簿作成の対象となっている災害時要配慮者（※1）の要件に該当されている方は、氏名等が名簿に掲載されており、災害時には名簿を活用した避難支援等が行われる場合があります。

つきましては、平時から避難支援等関係者（※2）への名簿の提供及び個別避難計画の作成、並びに災害発生時の避難支援の希望の有無について、「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意書をご記入の上、大牟田市役所（防災危機管理室）へご提出いただきますようお願いいたします。

※1 災害時要配慮者とは、要介護3・4・5、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当される方です。

※2 避難支援等関係者（名簿を提供する関係者、関係団体）
大牟田市消防団、大牟田警察署、民生委員・児童委員、大牟田市社会福祉協議会、介護支援専門員、自主防災組織、その他の避難支援等関係者]

【問い合わせ先】
大牟田市役所 防災危機管理室
電話：0944-41-2894 FAX：0944-41-2893
E-mail：e-bousaikk01@city.omuta.fukuoka.jp



3. 個人情報等に係る同意確認（おもて）

まず、住んでいる場所の災害リスクを確認してから同意書に進んでください。

- 洪水浸水想定区域
- 内水氾濫浸水想定区域
- 高潮浸水想定区域
- 土砂災害（特別）警戒区域
- 該当なし



ハザードマップ
大牟田市HP

ハザードマップなどを使い、居住場所の災害リスクを確認してください。
※当該計画は、大雨や台風などの風水害時に少しでもスムーズに避難が行えるように、あらかじめ避難行動について決めておくものです。

「大牟田市災害時要配慮者名簿」提供に関する同意書

大牟田市長 様

※いずれかのにチェック(✓)をつけてください。

【1】私は、災害発生時に避難する際の声掛けや避難誘導などの支援を

- 希望します → 【2】同意確認へ進んでください
- 希望しません（避難の支援は不要） → 【3】署名へ進んでください

支援の希望について回答してください。
※風水害による災害リスクがない場合や家族による支援体制があり、声掛けや避難誘導などの支援が不要な場合は「希望しません」を選択ください。

【2】私は、別紙「大牟田市災害時要配慮者名簿の提供に関する同意確認について」の趣旨を理解した上で、個別避難計画書（裏面）に記載した事項及び名簿掲載の要件を、平常時から避難支援等関係者に提供することに

- 同意します
- 同意しません

別紙「大牟田市災害時要配慮者名簿の提供に関する同意確認について」を読んでいたが、同意について回答ください。
※同意については、提出後も変更できます。

【3】署名

令和 年 月 日

氏名（自署） _____

※本人が自署できない場合や未成年の場合は代理人が署名してください。

（代理署名 _____ 本人との関係 _____ ）

記入の内容を確認していただき、自署にて署名をお願いします。
※本人以外の情報についても、記入することについて、その方の同意がされたものとして取り扱いますので、その旨をご本人にお伝えください。
※代理人が署名される場合は代理人の氏名等をの記入ください。

【1】で「希望します」の方のみ、<裏面>を記入してください。「希望しません」の方は以上です。

4. 個別避難計画の記入例①（利用者の基礎情報）

災害時要配慮者の個別避難計画書

災害時における避難支援等に役立てるため、可能な範囲で計画を記入してください。

うら面
「災害時要配慮者の個別避難計画書」

○ おもて面の同意確認により、支援を希望される方は、裏面の個別避難計画書を記入し、ケアマネ連協事務局に提出ください。

○ 災害時における避難支援等に役立てるため、可能な範囲で計画を記入してください。

○ 提出後に変更があったときは申し出てください。

ふりがな	ふ り が な	住 所	● ● 町123-1
氏 名	● ● ● ●	連絡先	自宅電話：なし 携帯電話：090-0000-0000 ファクス：
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 ● ● 年 ▲ 月 ■ 日	血液型	A型 / B型 / AB型 / O型
性 別	男性 / 女性	同居している家族等の有無	あり / なし
同居している家族等の有無	あり / なし	服用している薬	あり (糖尿病の薬) / なし ※記入例：「高血圧の薬」など
通院している医療機関名	● ● 医院、■ ■ 内科クリニック ※記入例：「××クリニック」「△△歯科医院」など		
利用している福祉施設名（介護・障害支援サービス名）	デイサービス ● ● ※記入例：「□□福祉施設（デイサービス）」「◎◎園（ショートステイ）」など		
ご自身の状況について、あてはまるものすべて選択してください。（□にチェックを付けてください）			
<input type="checkbox"/> 歩行が困難（立ったり、歩いたりができない） <input type="checkbox"/> 目が見えない、見えにくい <input checked="" type="checkbox"/> 耳が聞こえない、聞こえにくい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい		<input type="checkbox"/> 認知症の症状がある <input checked="" type="checkbox"/> その他（持病の有無、具体的な病名など）	
		・右手のつかむ力が弱い ・耳元でゆっくり話すと聞き取れる ・歩行には杖が必要	

4. 個別避難計画の記入例②（避難行動にかかる情報）

● 家族など、避難時の支援者が近くにいる方の場合

緊急時の 連絡先	ふりがな	○ ○ ○ ○	連絡先	住所	大字 ● ● ○ - ○
	氏名	● ● ● ● (続柄) 長女		電話番号（自宅・携帯）	080-0000-0000
避難の支援を してくれる人 の連絡先 (避難支援等関係者)	ふりがな	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	連絡先	住所	● ● 町 ○ - ○
	氏名	● ● ● ● ● (続柄) 弟		電話番号（自宅・携帯）	090-0000-0000
避難先 (避難経路)	【一時的に避難する場所】		【最終的に避難する場所】		
	大字 ● ● の長女の家		左に同じ		
特記事項 ・ 避難支援時の 留意事項	<p>※記入例：「地域の公民館」「親戚宅」「自宅の2階」など ※記入例：「地区公民館」「〇〇福祉施設」「親戚宅」など</p> <p>避難支援の際に、気をつけてほしいことを記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ときどき長女の家泊まるため、居ない時がある。 ・長女はなかなか電話が繋がらない。 ・周辺は浸水しやすいため、大雨が見込まれる場合は早めの避難が必要。 ・排泄は一人では困難。 <p>※記入例：「猫が〇匹いる」「一時的に住民票の住所と違う所に住んでいる」「避難経路上に注意すべき浸水想定区域、急勾配、段差がある」など</p>				

4. 個別避難計画の記入例③（避難行動にかかる情報）

●独居で近くに身寄りがない方の場合

緊急時の 連絡先	ふりがな	△△ △△	連絡先	住所	大阪市○-○
	氏名	▲▲ ▲▲ <small>(続柄)</small> 長男		電話番号（自宅・携帯）	080-0000-0000
避難の支援を してくれる人 の連絡先 (避難支援等関係者)	ふりがな	しえんしゃ えー	連絡先	住所	●●町○-○
	氏名	支援者A <small>(続柄)</small> ●●事業所		電話番号（自宅・携帯）	0944-00-0000
避難先 (避難経路)	【一時的に避難する場所】		【最終的に避難する場所】		
	●●事業所 ※大雨等が見込まれる場合はショートステイを利用 ※記入例：「地域の公民館」「親戚宅」「自宅の2階」など		●●事業所 ※ただし、避難生活が長期化する場合は、 一時的に長男宅で生活することも検討 ※記入例：「地区公民館」「□□福祉施設」「親戚宅」など		
特記事項 ・ 避難支援時の 留意事項	避難支援の際に、気をつけてほしいことを記入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ときどき弟の家に泊まるため、居ない時がある。 ・電話には出ない。 ・家の前は道路が狭く、軽自動車しか通らない。 ・洋式トイレならば、一人で何とか使える。 ※記入例：「猫が○匹いる」「一時的に住民票の住所と違う所に住んでいる」「避難経路上に注意すべき浸水想定区域、急勾配、段差がある」など				

5. 避難行動のタイミング

個別避難計画を作成する際は、避難先や避難支援者に合わせて、どのタイミングで避難行動をとるかが重要となります。

警戒レベル	主な気象情報	取るべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報 (警報級の可能性)	災害への心構えを高める必要あり。 最新の防災気象情報等に留意する。
警戒レベル 2	大雨注意報 洪水注意報 キキクル(黄)注意	ハザードマップ等により、災害が想定されている 区域や避難先、避難経路を確認する。
警戒レベル 3	大雨警報(土砂災害) 大雨警報(浸水害) 洪水警報 キキクル(赤)警戒	高齢者等避難 を発令目安。 高齢者など避難に時間を要する人は早めに 避難を開始する。
警戒レベル 4	土砂災害警戒情報 キキクル(紫)危険	避難指示 を発令する目安。 危険な場所からの避難が必要。避難指示が発令され ていない場合でも避難の判断が必要。
警戒レベル 5	大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル(黒)災害切迫	緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。 何らかの災害がすでに発生している可能性が 極めて高い状況。命の危険が迫っているため 直ちに身の安全を確保を行う。

個別避難計画作成促進に係る 報償金について

介護支援専門員の協力による個別避難計画作成促進事業

「個別避難計画作成促進に係る報償金」支払いフロー

支払イメージ

④請求書提出

介護事業所等



①申請書兼実績報告書提出
(様式第1号)※別添4

ケアマネ連協



②事業所毎の
実績報告書提出

大牟田市

市役所



③支払決定通知書送付(様式第2号)※別添5

⑤報償金支払い(5,000円/件)

①介護事業所等は、「申請書兼実績報告書(様式第1号)」をケアマネ連協へ提出。

②ケアマネ連協は、介護事業所等から提出された「申請書兼実績報告書(様式第1号)」をとりまとめ、市へ提出。

③市は、「個別避難計画書」と「申請書兼実績報告書(様式第1号)」を精査し、「支払決定通知書(様式第2号)」を介護事業所等へ送付。

④介護事業所等は、「支払決定通知書(様式第2号)」を受け「請求書」を市へ提出。

⑤市は、介護事業所等へ報償金を支払う。

「報償金支払申請書 兼 実績報告書」

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

報償金支払申請書兼実績報告書

大牟田市長 様

事業所名

代表者等

連絡先

個別避難計画作成促進に係る報償金の申請にあたり、以下のとおり個別避難計画の作成について実績を報告します。

災害時要支援者名	生年月日	介護支援専門員名	請求区分
			新規・更新

介護事業所等



ケアマネ連協



※報告書提出時期
年明け1月～2月

○事業実施時のケアマネ連協の業務

- ・ ケアマネ(事業所等)への個別避難計画作成促進事業(以下「事業」という。)の会員への案内、ホームページ等での周知
- ・ 事業に参加希望のケアマネ(介護事業所等)の把握
- ・ 事業説明会の開催
- ・ 個別避難計画に係る研修会の開催
- ・ 月に1回程度の参加ケアマネの進捗確認
- ・ 大牟田市から連絡事項を参加ケアマネへの連絡周知
- ・ ケアマネからの個別避難計画の受領、取りまとめ
- ・ 個別避難計画取りまとめ後に大牟田市へ提出
- ・ ケアマネ(介護事業所等)からの申請書の取りまとめ
- ・ 申請書取りまとめ後に大牟田市へ提出
- ・ 大牟田市が実施するケアマネへの事業アンケートの連絡

○その他

- ・ ケアマネからの事業に関する質問等の大牟田市への連絡

**計画作成にあたり、
ご不明な点やご質問は、
下記へお問い合わせください。**

**大牟田市防災危機管理室
(TEL 4 1 - 2 8 9 4)**